

1. 中国

1. 中国

(1) 商標法の動向等

1) 中国では、1995年12月1日からマドリッド協定議定書が発効している。中国はマドリッド協定にも加盟しており、1989年10月4日に発効している。なお、中国の国際登録の領域指定の効力は、香港¹及びマカオ²には及ばない。

2) 現行の中国の商標に関する法規定は、1982年8月23日に成立(施行は1983年3月)した中華人民共和国商標法³(以下、「商標法」という)である。商標法は、1993年2月22日に第一次改正が行われ(施行は1993年7月1日)、2001年10月27日に第二次改正が行われた(施行は2001年12月1日)。最新の改正は、2013年8月30日の第三次改正である(施行は2014年5月1日)。

3) 商標権に関する規則については、2002年8月3日に「中華人民共和国商標法实施条例」⁴(以下、「商標法实施条例」という)が公布されている。商標法实施条例は、2014年4月29日に改正されている(施行は2014年5月1日)。マドリッド協定議定書に基づく国際登録について、商標法实施条例は、第五章「マドリッド商標国際登録」を設け、第34条から第50条まで規定している。改正前商標法实施条例12条は、「国際登録出願については、わが国の加盟した関連国際条約に基づき取り扱われる。具体的取り扱いは国务院交渉

¹ WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP services」 → 中段の「WIPO|Madrid」 → ページ中ほどにある「Resources」の中の、右端の「Email updates」内にある「Information Notices」を順にクリックすると Madrid Information Notices のページ(<http://www.wipo.int/madrid/en/notices/>)に接続される。Madrid Information Notices のページで“1997”を検索すると、“Information Concerning Hong Kong (MADRID/1997/02)”が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/1997/madrid_1997_02.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

² WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP services」 → 中段の「WIPO|Madrid」 → ページ中ほどにある「Resources」の中の、右端の「Email updates」内にある「Information Notices」を順にクリックすると Madrid Information Notices のページ(<http://www.wipo.int/madrid/en/notices/>)に接続される。Madrid Information Notices のページで“2000”を検索すると、“Information concerning Macau (MADRID/2000/15)”が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2000/madrid_2000_15.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

³ (参考訳) 特許庁ホームページ (<https://www.jpo.go.jp/index.j.htm>) → 「制度・手続」 → 「外国知的財産権情報」 → 「諸外国の法令・条約等」 → 「中国」の欄の「JETRO ホームページへリンク(外部サイトへリンク)」を順にクリックすると、JETRO の中国の知的財産に関する情報のページ (<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>)に接続される。ページ中ほどにある「法令・法規」の欄の「・法律」をクリックすると、“中華人民共和国商標法(改正)”が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20140501_rev.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

⁴ (参考訳) 特許庁ホームページ (<https://www.jpo.go.jp/index.j.htm>) → 「制度・手続」 → 「外国知的財産権情報」 → 「諸外国の法令・条約等」 → 「中国」の欄の「JETRO ホームページへリンク(外部サイトへリンク)」を順にクリックすると、JETRO の中国の知的財産に関する情報のページ (<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>)に接続される。ページ中ほどにある「法令・法規」の欄の「・法律」 → 「行政法規」タブを順にクリックすると、“中華人民共和国商標法实施条例”が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/admin/20140501_rev.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

行政管理部門により規定される。」と規定し、部門規定である「マドリッド商標国際登録実施弁法」⁵（2003年4月17日公布、2003年6月1日施行）が制定されていたが、商標法の第三次改正により「商標の国際登録は、中華人民共和国が締結又は加盟した関連の国際条約に確立された制度によるものとし、具体的な規則は国務院が規定する」（商標法第21条）としたため、改正後の商標法实施条例はマドリッド商標国際登録実施弁法を吸収して新たに第五章を規定することとなった。なお、マドリッド商標国際登録実施弁法は、2016年4月29日に廃止が決定され⁶、即日廃止されている。

（2）商標の定義

1）商標の定義は、商標法第8条に規定されている。商標法では、文字や図形からなる商標等の「視覚的商標」に加えて、第三次改正により「音声商標」も保護対象とした。

2）「登録商標」の定義は、商標法第3条第1項に規定されている。

3）「商品商標」及び「役務商標」は、商標法第4条において、自然人、法人又はその他の組織が、生産経営活動において、その商品又は役務について、商標権を取得するものであるとされる。商品商標に関する商標法の規定は、役務商標にも適用される。

なお、法律、行政法規で登録商標を使用すべき旨を定めた商品⁷については、商標登録出願をしても登録が認められるまでの間は、当該商品を市場で販売することはできない。

また、商標を使用する者は、誠実信用の原則に従い、その商標を使用する商品の品質に

⁵（参考訳）特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/indexj.htm>）→「制度・手続」→「外国知的財産権情報」→「諸外国の法令・条約等」→「中国」の欄の「JETRO ホームページヘリンク（外部サイトヘリンク）」を順にクリックすると、JETRO の中国の知的財産に関する情報のページ（<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>）に接続される。ページ中ほどにある「法令・法規」の欄の「・法律」→「部門規定」タブを順にクリックすると、「マドリッド商標国際登録実施弁法」が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20030417-2.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

⁶ 国家工商行政管理総局法規司ホームページ（<http://www.saic.gov.cn/fgs/>）→「政策法規」を順にクリックすると、政策法規のページ（<http://www.saic.gov.cn/fgs/zcfg/>）に接続される。ここで、2016年7月5日に出された、「国家工商行政管理总局关于废止和修改部分工商行政管理规章的决定」が見つかる。この決定の中に（2016年4月29日国家工商行政管理总局令第86号公布）があり、弁法の廃止の旨の記載がある。直接リンクは以下のとおり。

http://www.saic.gov.cn/fgs/zcfg/201607/t20160705_192824.html [最終アクセス日：2018年2月2日]

⁷ 現時点で、第6条の対象商品はタバコである。ただし、医薬品についても登録商標の使用が義務付けられている。第6条の対象については、法改正や関連法規の立法により一見して分かりにくいいため、現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づいて、以下に簡潔にまとめる。

「商標法実施細則」（1993年第二次改正）に人用医薬品とタバコは登録商標を使用しなければならない旨が規定（第7条）されていたが、当該細則は2002年に廃止された。当該細則の廃止と同時に施行された「商標法实施条例」では、「商標法第6条に規定する商品は法律、行政法規で登録商標の使用を義務付けられた商品である（第4条）」旨規定されていたが、「商標法实施条例」の2014年の改正により当該規定は削除された。

医薬品について、1985年に施行された「薬品管理法」にて薬品の包装とラベルに登録商標の使用が義務付けられていた（第41条）が、2001年の同法の改正で該当条文は削除された。これにより、医薬品は6条の対象商品からはずれた。しかしながら、2006年に施行された「薬品説明及びラベル管理規定」は、薬品説明書とラベルについて未登録商標の使用を禁止する（第27条）ため、医薬品販売のためには登録商標の使用が必要である。

タバコについて、現行の「タバコ専売法」（2016年第三次改正）は、商標登録の義務を規定し、商標が未登録のままの製造販売を禁止する（第19条）。また、現行の「タバコ専売实施条例」（2016年第二次改正）は、タバコに登録商標の使用を義務付ける（第22条）。

責任を負わなければならない。

4) 「団体商標」の定義は、商標法第3条第2項に規定され、「証明商標」の定義は、商標法第3条第3項に規定されている。団体商標及び証明商標の登録、管理に関する事項については、国务院工商行政管理部门により規定され、「団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法」⁸（2003年4月17日公布、2003年6月1日施行）（以下、「団体商標弁法」という）が制定されている。

5) 商標の周知性によって、特別の保護を受ける「馳名商標⁹」と「著名商標¹⁰」がある。「馳名商標」とは、中国において関連する公衆によく知られている商標をいう（馳名商標の認定と保護に関する規定^{11,12}第2条）。

中国において著名であることを要し、中国以外の国で著名な商標であっても中国における著名性を立証できなければ馳名商標と認められない。馳名商標として認められると、特別の保護を受けることができる（商標法第13条）。

「著名商標」は各省・特別市など地域ごとに認定される。一例として、上海市の著名商標に関する規定「上海市著名商標認定・保護弁法（2012年3月14日公布）¹³」では、著名商標は関連公衆に広く知られており、上海市の市場において高い信望を持ち、本弁法の規

⁸（参考訳）特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/index.j.htm>）→「制度・手続」→「外国知的財産権情報」→「諸外国の法令・条約等」→「中国」の欄の「JETRO ホームページヘリンク（外部サイトヘリンク）」を順にクリックすると、JETRO の中国の知的財産に関する情報のページ（<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>）に接続される。ページ中ほどにある「法令・法規」の欄の「・法律」→「部門規定」タブを順にクリックすると、「団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法」が見つかる。直接リンクは以下のとおり。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20030417-1a.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

⁹ 日本語訳では著名商標と訳されることがあるが、中国の著名商標と混同を生ずるおそれがあるため、本稿では中国語表記によせて馳名商標と表記する。

¹⁰ 日本語訳では、周知商標と訳されることがあるが、本稿では中国語表記によせて著名商標と表記する。

¹¹ 商標局ホームページ（<http://sbj.saic.gov.cn/>）→「政策法规」を順にクリックすると、政策法规のページ（<http://sbj.saic.gov.cn/zcfg/>）に接続される。” 国家工商行政管理总局令 第 66 号 驰名商标认定和保护规定 2015/04/22” が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

http://www.saic.gov.cn/sbj/zcfg/sbxzgz/201504/t20150422_232870.html [最終アクセス日：2018年2月2日]

別のアクセス方法として、国家工商行政管理总局 商標評審委員会のホームページ（<http://www.saic.gov.cn/spw/>）→「政策法规」を順にクリックすると、政策法规のページ（<http://www.saic.gov.cn/spw/zcfg/>）に接続される。” 驰名商标认定和保护规定 2014/07/14” が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

http://www.saic.gov.cn/spw/zcfg/201407/t20140714_226601.html [最終アクセス日：2018年2月2日]

¹²（参考訳）特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/index.j.htm>）→「制度・手続」→「外国知的財産権情報」→「諸外国の法令・条約等」→「中国」の欄の「JETRO ホームページヘリンク（外部サイトヘリンク）」を順にクリックすると、JETRO の中国の知的財産に関する情報のページ（<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>）に接続される。ページ中ほどにある「法令・法規」の欄の「・法律」→「部門規定」タブを順にクリックすると、「馳名商標認定保護規定」が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20140703_rev.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

¹³（参考訳）特許庁ホームページ（<https://www.jpo.go.jp/index.j.htm>）→「制度・手続」→「外国知的財産権情報」→「諸外国の法令・条約等」→「中国」の欄の「JETRO ホームページヘリンク（外部サイトヘリンク）」を順にクリックすると、JETRO の中国の知的財産に関する情報のページ（<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>）に接続される。ページ中ほどにある「法令・法規」の欄の「・法律」→「地方法規」タブを順にクリックすると、「上海市著名商標認定・保護弁法」が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regional/20120501.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

定により認定された商標を指す（上海市著名商標認定・保護弁法第2条）。著名商標と認められると、商標権者は認定された商品の包装や広告において「上海市著名商標」の文字を使用することができる。他の例として、広東省の著名商標に関する規定、「広東省著名商標認定と管理に関する規定（2008年11月26日公布）¹⁴」では、特に定義の条項はおかれていない。著名商標と認められると商標権者は著名商標とともに、商品の包装や広告に「広東省著名商標」という文字を使用することができる（広東省著名商標認定と管理に関する規定第20条）。加えて、域外で商標権者の利益が害された場合、省の工商行政管理部门が援助をする旨規定され、手厚い保護が与えられている（広東省著名商標認定と管理に関する規定第23条）。著名商標については、省・特別市などにより規定が異なるので、事業上当該制度を利用しようとする場合は、該当する省等の規定を確認する必要がある。

（3）方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、中国を領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類（MM2）の記入に関する留意点については以下のとおりである。

1）標章（THE MARK）【願書の第7欄】

商標の定義は、上記「（2）商標の定義」に記載のとおりである。

（i）標準文字

標準文字制度はない。ただし、文字商標の場合は審査基準において同一と判定される範囲に留意が必要である¹⁵。

（ii）色彩

出願書類（MM2）「7 THE MARK」欄の(d)の「The mark consists exclusively of a color or a combination of colors as such, without any figurative element.」の□にチェックをする。

国際登録の日から3か月以内に、商標代理機構を通じて中国商標局に、着色見本のほかに白黒見本を一部提出しなければならない。期間内にかかる提出がなされなければ、暫定的拒絶通報が通知される（商標法实施条例第43条、第13条第1項）。

¹⁴ 広東省工商行政管理局ホームページ (<http://www.gdgs.gov.cn/business/htmlfiles/gdgsj/index.html>) →「专题专栏」→「商标管理专栏」→「行政规章」を順にクリックすると、「广东省著名商标认定和管理规定 2010-12-31」が見つかる。直接リンクは以下のとおり。

<http://www.gdgs.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/gdgsj/xzgz/201012/36371.html> [最終アクセス日：2018年2月2日]

¹⁵ 「文字商標の同一とは、商標に使用する言語が同じであって、かつ文字の構成と配列の順序が完全同一で、関連公衆に商品又は役務の出所を混同、誤認させるおそれがあることをいう。字体、アルファベットの大文字・小文字、又は文字の配列に横と縦の違いがあることで二つの商標に微かな差異があるときも、同一の商標と判定される。」（「商標審査及び審査基準」商標局 2016年12月 「第三部分 商標の同一、類似の審査」三、商標同一の審査 （一）文字商標の同一）。

2) その他の表示 (MISCELLANEOUS INDICATIONS) 【願書の第9欄】

(i) 立体標章

出願書類 (MM2) 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の(d)の「Three-dimensional mark」の□にチェックする。

国際登録の日から3か月以内に、商標代理機構を通じて中国商標局に、立体的形状を確定できる見本を提出しなければならない。期間内にかかる提出がなされなければ、暫定的拒絶通報が通知される (商標法実施条例第43条、第13条第3項)。提出する標章見本は少なくとも三面図を含まなければならない (商標法実施条例第13条第3項)。

(ii) 音響標章

出願書類 (MM2) 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の(d)の「Sound mark」の□にチェックする。

国際登録の日から3か月以内に、商標代理機構を通じて中国商標局に、標章見本を提出するとともに、音響標章とその使用方を説明しなければならない。期間内にかかる提出がなされなければ、暫定的拒絶通報が通知される (商標法実施条例第43条、第13条第5項)。

提出する標章見本は、音声ファイルを一つだけ CD-ROM に格納するか、インターネット経由でアップロードして提出する。音声ファイルの容量は 5MB 未満で、フォーマットは wav 形式又は mp3 形式に限定される¹⁶。

音響標章を説明する場合には、五線譜又は略譜を用いて説明するとともに、文字による説明を添付しなければならない。譜面によって説明できない場合は、文字によって説明しなければならない (商標法実施条例第13条第5項)。

(iii) 団体標章

出願書類 (MM2) 「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の(d)の「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の□にチェックする。

国際登録の日から3か月以内に、商標代理機構を通じて中国商標局に、主体資格証明書類と使用管理規則を提出しなければならない。期間内にかかる提出がなされなければ、暫定的拒絶通報が通知される (商標法実施条例第43条、第13条第6項)。より詳細な手続は、団体商標弁法に規定されている。

団体標章の主体資格証明書類は、証明書類の提出に加え、当該団体の構成員の名称と住所を詳細に説明しなければならない (団体商標弁法第4条第1項)。

団体標章の使用管理規則は以下のものを含めなければならない (団体商標弁法第10条)。

¹⁶ 中国商標局ホームページ (<http://sbj.saic.gov.cn/>) → 「服务」 → 「办事大厅」 → 「商标申请」 → 「商标注册申请」の順にクリックすると、商标注册申請のページ (<http://www.saic.gov.cn/fw/bsdt/ztbs/sbsq/zcsq/>) に接続される。ページ下部の「申请材料」タブをクリックすると、5-(2) 声音样本的要求 ②にて、指定されるファイル形式が記載されている。直接リンクは以下のとおり。

http://www.saic.gov.cn/fw/bsdt/ztbs/sbsq/zcsq/201608/t20160826_170662.html [最終アクセス日: 2018年2月2日]

- (a) 団体標章使用の趣旨
- (b) 当該団体標章を使用する商品の品質
- (c) 当該団体標章を使用する手続
- (d) 当該団体標章を使用する権利、義務
- (e) 当該規則を違反する構成員が負う責任
- (f) 団体標章権者の当該団体標章を使用する商品に対する検閲監督制度

また、地理的表示をもって団体標章登録出願する場合には、主体資格の証明書類を送付し、且つ所有する専門技術人員、専門検査設備などの状況又は委託する機構のその状況について詳細に説明し、当該地理的表示の使用商品の特定品質を監督する能力を有することを表明しなければならない（団体商標弁法第4条第1項）。地理的表示をもって団体標章登録出願する団体、協会又はその他の組織は、当該地理的表示に表記された地域範囲内の構成員によって構成されなければならない（団体商標弁法第4条第2項）。中国国内企業が地理的表示をもって団体標章登録出願をする場合は、地理的表示に表記される地域の人民政府又は号種主管部門の批准公文書を添付しなければならないが（団体商標弁法第6条第1項）、日本企業が出願する場合は、出願人はその名義で当該地理的表示が所属国で法的に保護された証明書を提出しなければならない点に注意が必要である（団体商標弁法第6条第2項）。

なお、地理的表示をもって団体標章を登録出願する場合、以下に掲げる内容を説明しなければならない（団体商標弁法第7条）。

- (a) 当該地理的表示に表記された商品の特定の品質、名誉又はその他の特徴
- (b) 当該商品の特定の品質、名誉又はその他の特徴と、当該地理的表示に表記された地域の自然的要素及び人文的要素との関係
- (c) 当該地理的表示に表記された地域の範囲

団体標章として登録出願される地理的表示は、当該地理的表示に表記される地域の名称であってもよく、ある商品が当該地域に由来することを表記するその他の視覚的表示であってもよい（団体商標弁法第8条第1項）。この地域は現行の行政区画の名称、範囲に完全に一致する必要はない（団体商標弁法第8条第2項）。

(iv) 証明標章

出願書類（MM2）「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の(d)の「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の□にチェックする。

団体標章と同様に、国際登録の日から3か月以内に、商標代理機構を通じて中国商標局に、主体資格証明書類と使用管理規則を提出しなければならない。期間内にかかる提出がなされなければ、暫定的拒絶通報が通知される（商標法実施条例第43条、第13条第6項）。

具体的には、証明標章の主体資格証明書類は、証明書類の提出に加え、専門技術人員、専門検査設備などの状況又は委託する機構のその状況について詳細に説明し、当該証明標章により証明される特定の商品品質を監督する能力を有することを表明しなければならない（団体商標弁法第5条）。

証明標章の使用管理規則は以下のものを含めなければならない(団体商標弁法第 11 条)。

- (a) 証明標章使用の趣旨
- (b) 当該証明標章が証明する商品の特定の品質
- (c) 当該証明標章の条件
- (d) 当該証明標章を使用する手続
- (e) 当該証明標章を使用する権利、義務
- (f) 当該使用管理規則を違反した使用者が負う責任
- (g) 証明標章権者の当該証明標章を使用する商品に対する検閲監督制度

なお、地理的表示をもって証明標章登録出願する場合は、上記地理的表示をもって団体標章登録出願する場合に準ずる(団体商標弁法第 6 条、第 7 条、第 8 条)。

(v) 保証標章

保証標章の制度はない。

3) 商品及び役務(サービス)の指定(GOODS AND SERVICES)【願書の第 10 欄】

(i) 商品及び役務の指定

中国の国内出願の場合、商品・役務の指定において、1988 年からニース協定に基づく「商標登録用商品と役務の国際分類表」(「商標審査基準」商標局 2016 年 12 月「第三部分 商標の同一、類似の審査」二)が使用されている¹⁷。商品の名称又は役務項目が商品・役務分類表に含まれていない場合¹⁸には、その商品又は役務の説明を付さなければならない(商標法実施条例第 15 条)。

国際登録出願で中国を領域指定する際には、中国の商品・役務分類表に記載されていない包括的な商品表示でも指定可能である。ただし、商品表示は基礎出願又は基礎登録の商品表示と一致又はその商品範囲に含まなければならない。

中国で認められない商品について、中国国内出願の場合は補正指令の対象となるが、国際登録出願で中国を領域指定した場合、暫定的拒絶通報が通知される。

なお、「小売」、「卸売」役務については、現在、薬品、医療用品の小売又は卸売りサービスのみが認められている(35 類)。

(ii) 商品及び役務の区分

中国の国内出願で複数の区分の商標登録出願をする場合、一商標一区分で複数の出願をする方法と、一出願多区分での出願をする方法がある(商標法第 22 条第 2 項)。しかし、

¹⁷ (参考訳) 特許庁ホームページ (<https://www.jpo.go.jp/index.j.htm>) → 「制度・手続」 → 「外国知的財産権情報」 → 「諸外国の法令・条約等」 → 「中国」の欄の「JETRO ホームページヘリンク(外部サイトヘリンク)」を順にクリックすると、JETRO の中国の知的財産に関する情報のページ (<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>) に接続される。ページ中ほどにある「法令・法規」の欄の「・法律」 → 「部門規定」タブを順にクリックすると、「商標審査及び審理基準」が見つかる。直接リンクは以下のとおり。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20170105_1.pdf [最終アクセス日: 2018 年 2 月 2 日]

¹⁸ 中国において有効な指定商品・役務は、「(15) ②有効な指定商品・役務(サービス)名を確認するサイト」を参照。

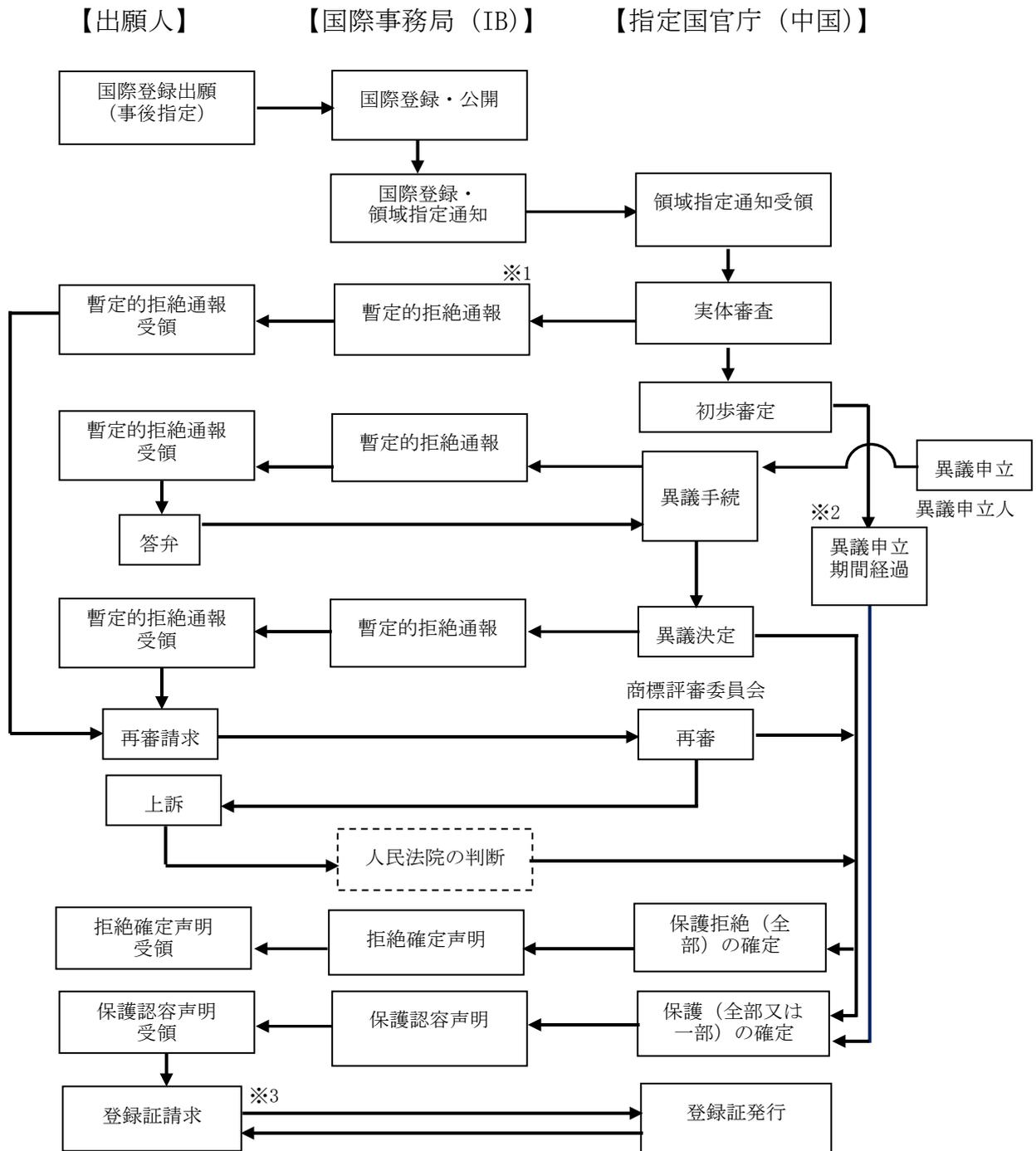
国際登録出願で中国を領域指定する際には、国際登録が複数区分の場合には一商標多区分出願が採用されている。

(4) 審査

①実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。

図：実体審査の概略フロー¹⁹



※1 領域指定通知から 18 か月以内

※2 異議申立期間は、国際公告日の翌月の 1 日から 3 か月以内

※3 商標権者が発行を申請した場合のみ登録証明証が発行される

¹⁹ 河合千秋ほか『マドリッドプロトコル実務の手引き』（発明協会、2011 年）308 ページを基に作成した。

1) 概略

中国を領域指定する国際登録出願（又は事後指定）は、WIPO 国際事務局（International Bureau、以下「IB」という）にて所定の方式審査がされ、方式に欠陥がないと判断されたときは、国際登録簿に登録される（マドリッド共通規則第 14 規則(1)）。IB は、遅滞なく中国商標局に国際登録を通報する（マドリッド協定議定書 3 条(4)）。当該国際登録の領域指定は、国際登録日（又は事後指定の場合には事後指定日）から、中国商標局に直接出願された場合と同一の効力を有する（マドリッド共通規則 4 規則(1) (a)）。IB は、国際登録された標章をほぼ毎週発行される IB の公報に掲載する²⁰（マドリッド協定議定書 3 条(4)）。

領域指定通知の後、中国商標局は、中国を指定する領域指定出願に対して審査する（商標法実施条例第 42 条）。審査は商標法及び商標法実施条例の関連規定に基づいてなされる（商標法実施条例第 42 条）。

中国商標局は、登録要件に合致した領域指定出願に対して保護認容声明を発行し、登録要件に合致しない領域指定出願に対して暫定的拒絶通報を発行する。中国商標局は、保護認容声明又は暫定的拒絶通報を IB に送達する。IB は保護認容声明又は暫定的拒絶通報を本国官庁に通報する。

暫定的拒絶通報に不服がある場合、中国商標評審委員会に不服審判を請求することができる。さらに、審判決定について不服があるときは、裁判所へ行政訴訟を提起することができる。

2) 暫定的拒絶通報

中国商標局は、領域指定出願に対して審査し、登録要件に合致しない領域指定出願に対して暫定的拒絶通報を IB に送達する（商標法実施条例第 42 条第 1 項）。領域指定出願の指定商品又は役務の一部について登録要件を満たさない場合は、中国商標局は、当該登録要件を満たさない一部の商品及び役務について保護を拒絶し、暫定的拒絶通報を IB に送達する（商標法実施条例第 21 条）。

拒絶理由に承服する場合、商標登録出願人は、中国商標局に対してなんら応答手続は不要である。一部の指定商品又は役務について拒絶された場合は、拒絶を受けていない指定商品、指定役務について中国で保護を受けることになる。

拒絶理由に不服があるときは、通知を受領した日から 15 日以内²¹に商標評審委員会に再審を請求することができる（商標法第 34 条）。商標評審委員会は、請求を受けた日から 9 か月以内に決定を下し、請求人に書面で通知する（商標法第 34 条）。現状の運用では処理案件増大のため、9 か月の審査期間を 1 か月程度超過する傾向にある²²。商標評審委員会の決定に不服がある場合には、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起する

²⁰ WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP services」 → 中段の「WIPO|Madrid」 → ページ中ほどにある「Resources」の中の、左端の「Legal resources」内にある「WIPO Gazette of International Marks」を順にクリックすると、Madrid Monitor のページ (<http://www.wipo.int/madrid/monitor/en/#gazette>) に接続される。「WIPO Gazette」のタブをクリックし、「Summary」に「Registrations」を選択して、「Submit」をクリックすると、国際登録された標章の一覧が表示される。

²¹ 期間について、より詳細には、「③暫定的拒絶通報の期間」を参照。

²² 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

ことができる（商標法第 34 条）。

3) 異議申立手続

中国を指定する領域指定出願に対して、商標国際登録に関する事項は WIPO が行い、別途国内公告は行われず（商標法実施条例第 44 条）。従って、中国を指定する領域指定出願に対する異議申立ては、WIPO が出す「国際商標公報」の掲載をもとに行うこととなる。国際商標公報は、WIPO のウェブサイト（以下の URL）で閲覧することができる [最終アクセス日：2018 年 2 月 5 日]。

URL：<http://www.wipo.int/madrid/gazette/>

異議申立期間は、国際商標公報が出された翌月の 1 日から 3 か月以内である（商標法実施条例第 45 条第 1 項）。

異議申立人は、商標法第 33 条に規定する主体的要件を満たさなければならない（商標法実施条例第 45 条第 1 項）。

中国を指定する国際商標出願に対して、異議申立てがなされた場合、中国商標局は、拒絶期間内²³に、異議申立ての関連状況を IB に暫定的拒絶通報として通知する（商標法実施条例第 45 条第 2 項）。IB は、その暫定的拒絶通報を被異議申立人（国際登録出願人）に送達する。被異議申立人は、IB から転送された暫定的拒絶通報を受け取った日から 30 日以内に答弁することができる（商標法実施条例第 45 条第 3 項）。

中国商標局は、上記答弁の期間の後、異議の決定を行う。被異議申立人は、中国商標局による異議成立の決定に不服があるときは、当該決定の旨が記載された暫定的拒絶通報の通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審査請求することができる²⁴（商標法第 35 条第 3 項）。かかる再審査請求は商標代理組織を介して行わなければならない（商標法実施条例第 45 条第 3 項）。

②審査内容

国際登録に基づく領域指定は、商標法に規定されている絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由の有無について審査される。登録出願にかかる商標は、顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない（商標法第 9 条）。

③暫定的拒絶通報の期間

中国を指定する領域指定出願に対して、中国商標局は審査し、登録要件に合致しない場

²³ 中国において、拒絶期間は 18 か月（マドリッド協定議定書 5 条(2)(b)）であり、さらに拒絶が異議申立の結果行われる場合は 18 か月の満了後においても行われる（マドリッド協定議定書 5 条(2)(c)）。

WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP services」 → 中段の「WIPO|Madrid」 → ページ中ほどにある「Resources」の中の、左端の「Legal resources」内にある「Declarations made under the Madrid System」を順にクリックすると、「Declarations made by Contracting Parties of the Madrid System under the Agreement, the Protocol and the Common Regulations」のページが表示される。直接リンクは以下のとおり。

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/declarations.html> [最終アクセス日：2018 年 2 月 2 日]

²⁴ 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

合、暫定的拒絶通報を IB に送達する。IB はかかる暫定的拒絶通報を出願人に転送する。中国が IB に対し、暫定的拒絶通報を行うことができる期間は、18 か月以内である。中国商標局の運用上、審査が早い場合、国際事務局の国際登録簿に登録された日から 3 か月程度で暫定的拒絶通報が作成されるが、この場合でも IB への通報は、作成からさらに 2～3 か月程度要している模様である。また、暫定的拒絶通報の作成から通知まであわせて 12～18 か月かかる案件もあり、審査官の抱える案件によってさまざまである²⁵。

④絶対的拒絶理由の内容

以下のものは、商標として使用できない（商標法第 10 条）。

- (a) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章等と同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名又は標章性を有する建築物の名称若しくは図形と同一のもの。
- (b) 外国の国名、国旗、国章、軍旗等と同一又は類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。
- (c) 各国政府よりなる国際機関の名称、旗、徽章等と同一又は類似するもの。ただし、同機関の許諾を得ている場合、又は公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。
- (d) 実施管理し保証することを表す政府の標章又は検査印と同一又は類似するもの。ただし、その権利の授権を得ている場合は、この限りでない。
- (e) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標章と同一又は類似するもの。
- (f) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。
- (g) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質等の特徴又は産地について誤認を生じさせやすいものの。
- (h) 社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼすもの。
- (i) 県級以上の行政区画の地名又は公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、又は団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。

以下のものは、商標として登録することができない（商標法第 11 条第 1 項）。ただし、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる（商標法第 11 条第 2 項）。

- (a) その商品の通用名称、図形、規格にすぎないもの。
- (b) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの。
- (c) その他の顕著な特徴に欠けるもの。

立体商標としてなされた商標登録出願において、単に商品自体の性質により生じた形状、技術的效果を得るために必然な形状又は商品に本質的な価値を備えさせるための形状であ

²⁵ 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

る場合には、登録できない（商標法第 12 条）。

⑤相対的拒絶理由の内容

他人の同一の商品若しくは類似の商品について既に登録若しくは初歩審定²⁶された商標と同一若しくは類似するときは、中国商標局は出願を拒絶し公告しない（商標法第 30 条）。

ただし、複数のぶどう酒の地理的表示が、同音字又は同形字である場合であってもそれらの地理的表示がお互いに区別することができ、且つ公衆に誤解を与えない場合には、それぞれの地理的表示は団体商標又は証明商標として出願することができる。（団体商標弁法第 9 条）。

2 人以上の商標登録出願人が、同一の商品又は類似の商品について、同一又は類似の商標登録出願をしたときは、先に出願された商標について初歩審定される。同日出願については、先に使用された商標について初歩査定され、他方の出願は拒絶される（商標法第 31 条）。

同一又は類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、登録されない（商標法第 13 条第 2 項）。

非同一又は非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標権者の利益に損害を与え得るときは、登録されない（商標法第 13 条第 3 項）。

授權されていない代理人²⁷又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標を登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てたときは、登録することは認められない（商標法第 15 条第 1 項）。

同一又は類似の商品について登録出願された商標が、他人により先使用されている未登録商標と同一又は類似し、出願人は、当該他人と前項の規定以外の契約、業務関係又はその他の関係を持っていることにより、当該他人の商標の存在を明らかに知っていて、当該他人が異議を申し立てたときは、登録することは認められない（商標法第 15 条第 2 項）。

商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、登録できない。ただし、既に善意によって登録したものは引き続き有効とする（商標法第 16 条第 1 項）。

地理的表示とは、ある商品がその地域に由来することを示し、当該商品の特定の品質、信用又はその他の特徴が、主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によって形成されたものの表示をいう（商標法第 16 条第 2 項）。

他人の団体商標、証明商標として登録されたワイン、スピリッツの地理的表示を使用し、

²⁶ 「初歩審定」の日本語訳は、ほかに「初歩査定」や「予備的に査定」と訳されることがあるが、本稿では中国語表記によせて「初歩審定」とする。

²⁷ 『代理人には、「中華人民共和國民法通則」「中華人民共和國契約法」に規定される代理人のほか、商事業務に基づき、被代理人の商標を知っている取次販売業者も含む。』（馬彦華『中国商標法と実務 第三次改正対応（詳細版）』（経済産業調査会、2016 年）427 ページ）

当該地理的表示に表記された地域に由来しないワイン、スピリッツを表記する場合であつて、商品の本当の出所を同時に表記し、若しくは翻訳文字を使用し、又はある「種」、「型」、「式」、「類」などの言葉で表示した場合でも、登録できない（団体商標弁法第 12 条）。

先に存在する他人の権利（先行権利²⁸）を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない（商標法第 32 条）。登録商標が取り消されたとき、無効宣告されたとき、又は期間満了しても更新されないときは、取消、無効宣告又は抹消の日から 1 年以内は、中国商標局は当該商標と同一又は類似する商標の登録は認められない（商標法第 50 条）。

（5）暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

①暫定的拒絶通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い

暫定的拒絶通報は英語でなされる。

暫定的拒絶通報には、一部指定商品・役務について拒絶するものと、すべての指定商品・役務を拒絶するものがある（商標法第 42 条）。

暫定的拒絶通報の見本は次のとおりである。

²⁸ 『ここでの先行権利は係争商標の出願日より前に既に取得した商標権以外の他の権利をいい、商号権、著作権、意匠特許権、氏名権、肖像権等が含まれる。』（馬彦華『中国商標法と実務 第三次改正対応（詳細版）』（経済産業調査会、2016 年）415 ページ）

暫定的拒絶通報の見本



NOTIFICATION OF EX OFFICIO REFUSAL 暫定的拒絶通報

Notified to the International Bureau of
the World Intellectual Property Organization (WIPO)
under Rule 17 (2) and 17 (5)(c) of the Common Regulations

NOTE: This notification of ex officio refusal shall be deemed to include a statement in accordance with Rule 18ter (2) (ii) or (3) of the Common Regulations. Any request for review shall be filed to the Trademark Review and Adjudication Board, through a qualified Chinese agency or attorney, within 15 days from receipt of this notification.

- I. Office which pronounces the refusal: **I. 通報を作成する官庁:** 中国商標局
Trademark Office
State Administration for Industry and Commerce
1, Chama Nanjie, Xichengqu, Beijing, 100055
People's Republic of China
Tel: 8610-63219000
- II. Date of the refusal pronounced: **II. 発行日**
- III. Our reference number: **III. 発行番号**
- IV. International registration number: **IV. 国際登録番号**
- V. Date of notification to China: **V. 領域指定通知日**
- VI. Basic national registration number:
Basic national application number: **VI. 基礎となる商標の国内登録番号と
出願番号**
- VII. The mark is refused for all the goods and/or services. **VII. 拒絶となる商品/役務の記載**
- VIII. Reason(s) of refusal:
Prior national and/or international mark(s). (See Item X)
This mark is similar to the earlier mark(s).
The goods and/or services listed in Column VII are similar to those of the earlier application and/or earlier registration. **VIII. 拒絶理由^{※1}**
- IX. Applicable legal provisions of the refusal:
Article(s): (See the excerpts of the laws and regulations)
Trademark Law Article 30 **IX. 根拠条文^{※2}**
- X. Informations concerning the earlier mark(s): **X. 先行商標に関する記載**



※1 「VIII. 拒絶理由」の欄に記載された事項の参考訳。

先行国内・国際商標（X項参照）

本標章は先行商標と類似する。

VII項に掲載する商品/役務は、先行商標の商品/役務に類似する。

※2 「IX. 根拠条文」の欄に記載された事項の参考訳。

条項：(法令の抜粋参照)

1/2 ()

商標法 30 条

暫定的拒絶通報の見本（続き）

Mark:

先行商標

Date of application:

先行商標の出願日

Number of application:

先行商標の出願番号

Date of priority:

先行商標の優先日

Date of registration:

先行商標の登録日

Number of registration:

先行商標の登録番号

Name of the holder:

先行商標の商標権者の氏名／名称

Address of the holder:

先行商標の商標権者の住所／居所

Goods/services: class

先行商標の指定商品／役務と分類

Device:

先行商標の図案

暫定的拒絶通報の見本（続き）

法令の関連条項（抜粋）

Relevant Provisions of the Law and the Regulations (Excerpts)

Trademark Law of China

Article 10 The following signs shall not be used as trademarks:

- (1) those identical with or similar to the State name, national flag, national emblem, national anthem, military flag, military emblem, military anthem, or decorations etc, of the People's Republic of China, and those identical with the names or symbols of the Central State government organizations, or with the names of the particular venues, where the Central State government organizations are located, or with the names or graphs of the symbolic buildings of the Central State government organizations;
- (2) those identical with or similar to the State names, national flags, national emblems or military flags etc, of foreign countries, unless consent has been given by the government of the relevant country;
- (3) those identical with or similar to the names, flags or emblems etc, of international intergovernmental organizations, unless consent has been given by the relevant organization or the public is not likely to be misled by such use;
- (4) those identical with or similar to official signs or hallmarks indicating control and warranty, unless authorization has been given;
- (5) those identical with or similar to names or symbols of the Red Cross or the Red Crescent;
- (6) those having the nature of discrimination against any nationality;
- (7) those having the fraudulence, which will easily mislead the public as to the features such as qualities of the goods, or the places of the origins;
- (8) those detrimental to socialist morality or customs, or having other unhealthy influences.

The geographical names of the administrative divisions at or above the county level or the foreign geographical names well-known to the public shall not be used as trademarks, but such geographical names as have otherwise meanings or as an element of a collective mark or a certification mark shall be

exclusive. Where a trademark using any of the above-mentioned geographical name has been approved and registered, it shall continue to be valid.

Article 11 The following signs shall not be registered as trademarks:

- (1) those which consist exclusively of the generic names, designs, or models of the goods in respects of which the trademark is used;
- (2) those which consist exclusively of direct indications of the quality, primary raw material, functions, intended purpose, weight, quantity or other characteristics of goods;
- (3) other signs which are devoid of any distinctive character.

Where trademarks under the preceding paragraph have acquired distinctiveness through use and become easily distinguishable, they may be registered as trademarks.

Article 12 Where a three-dimensional sign is applied for registration of a trademark, it shall not be registered if it consists exclusively of the shape which results from the nature of the goods themselves, the shape of goods which is necessary to obtain a technical result, or the shape which gives substantial value to the goods.

Article 16 Where a trademark contains or consists of a geographical indication with respect to goods not originating in the place indicated, misleading the public as to the true place of origin, the application for registration shall be refused and the use of the mark shall be prohibited. But for those marks that have obtained registration in good faith shall continue to be valid.

Geographical indications mentioned in the preceding paragraph are indications that identify a particular good as originating in a region, where a given quality, reputation or other characteristics of the goods is essentially attributable to its natural or human factors.

Article 22 An applicant for the registration of a trademark shall, in accordance with the prescribed classification of goods, in the application, indicate the class(es) and the indications of goods in respect of which the trademark is to be used.

An applicant can apply for the registration

(v.15a) 4-1

関連法規の抜粋が計 4 ページあるが、最初のページのみ記載する。

②暫定的拒絶通報への応答期間

暫定的拒絶通報に不服があるとき、出願人は通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる（商標法第 34 条）。

1) 暫定的拒絶通報の受領日がわかる場合

IB からの通知書を受領した消印日によるなど、受領日が判明する場合は、受領日より 15 日。

2) 暫定的拒絶通報の受領日が不明又は確定できない場合

IB からの通知書の発行日（date of notification by WIPO to the holder）より 30 日（15 日のみなし送達日と 15 日の再審請求期間）。電子メールで通知された場合、電子メールの発送日を起算日として、30 日が応答期間となる²⁹。

③現地代理人の必要性の有無及び現地代理人の調査方法等

1) 中国に恒常的居所又は営業所を有していない外国人又は外国企業（以下、「外国人等」という）が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項を取り扱うときは、法により設立された商標代理機構（以下、「現地代理人」という場合がある）に委託しなければならない（商標法第 18 条第 2 項、商標法実施条例第 5 条第 4 項）。商標代理機構は、中国商標局のホームページで、中国語で検索することができる³⁰。

2) 商標代理機構に委託する場合には、代理委託書（いわゆる委任状）を提出しなければならない（商標法実施条例第 5 条第 1 項）。代理委託書には、代理内容およびその権限を明記しなければならない、更に外国人等が委託する場合、委託人の国籍を明記しなければならない（商標法実施条例第 5 条第 1 項後段）。外国人等の代理委託書及びその関連証明書類の公証、認証手順は対等の原則に基づき行わなければならない（商標法実施条例第 5 条第 2 項）。

商標関連手続を行う場合には、中国語を使用しなければならない（商標法実施条例第 6 条第 1 項）、提出する各種の証書、証明書類及び証拠書類が外国語のものである場合には、中国語の訳文を添付しなければならない。訳文が添付されていない場合、当該証書、証明書類又は証拠資料は提出されなかったものとみなされる（商標法実施条例第 6 条第 2 項）。

²⁹ 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

³⁰ 中国商標局ホームページ（<http://sbj.saic.gov.cn/>）→「商標代理」をクリックすると下記リンク先に接続される。
<http://sbj.saic.gov.cn/sbdl/> [最終アクセス日：2018 年 2 月 2 日]

上記の他、JETRO によって、代理事務所が紹介されている。JETRO ホームページ（<https://www.jetro.go.jp/>）→「アジア」→「中国」→「知財に関する情報」→「法律・特許・商標事務所リスト」→「専利・商標代理事務所」を順にクリックすると下記リンク先に接続される。

https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/firmlist/trademark_patent.html [最終アクセス日：2018 年 2 月 2 日]

④国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

外国人等が中国に商標登録出願し、その他の商標関連事項を取り扱うときは、法により設立された商標代理機構に委託しなければならない（商標法第 18 条第 2 項）。従って、原則的に国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続は、IB に対してできる手続に限られる。国際登録出願名義人本人が IB に対してできる手続は、国際登録の更新、変更、譲渡、指定商品の削減、放棄、取下である。かかる手続を IB に対して行った場合、IB から中国商標局へ通報されることとなる³¹。

IB を通じて指定商品及び役務の一部の減縮をした場合（マドリッド共通規則 25 規則 (1) (a) (iii)）、限縮した後の商品又は役務が、中国の商品若しくは役務の分類に関する要件を満たさなければならず、かつもとの指定商品若しくは役務の範囲を超えてはならない。限縮した後の商品又は役務が、中国の商品若しくは役務の分類に関する要件を満たさず、又はもとの指定商品若しくは役務の範囲を超えている場合、中国商標局は当該限縮が無効である旨の決定を出し（商標法実施条例第 48 条）、当該減縮の通知を国際事務局から受領した日から 18 か月以内に IB に送付する（マドリッド共通規則第 27 規則(5)）。

⑤暫定的拒絶通報に対し応答しない場合又は応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

1) 拒絶確定までの概略

国際登録出願の名義人は、暫定的拒絶通報に承服する場合、中国商標局への応答手続は必要ない。一部指定商品について拒絶を受けた場合は、拒絶を受けなかった部分の保護が確定されることになるが、すべての指定商品について拒絶を受けた場合は、中国の領域指定自体の拒絶が確定されることになる。

一方で、暫定的拒絶通報に不服があるときは、暫定的拒絶通報を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる（商標法第 34 条）。この期間は延長することができない。再審請求手続は中国の現地代理人に依頼して行わなければならない。再審請求理由書類のほかに、現地代理人への委任状が必要となる³²。商標評審委員会の決定に不服がある場合には、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる（商標法第 34 条）。上訴等によっても拒絶が覆らない場合には、拒絶が確定される。

拒絶が確定された場合、拒絶確定声明が IB に送付される。

2) 拒絶確定声明の見本は次のとおりである。

³¹ 馬彦華『中国商標法と実務 第三次改正対応（詳細版）』（経済産業調査会、2016 年）395 ページ

³² 馬彦華『中国商標法と実務 第三次改正対応（詳細版）』（経済産業調査会、2016 年）393 ページ

拒絶確定声明の見本



NOTIFICATION OF CONFIRMATION OR
WITHDRAWAL OF PROVISIONAL REFUSAL BASED ON
AN OPPOSITION

Notified to the International Bureau of the World Intellectual Property Organization (WIPO)
in accordance with Rule 18ter of the Common Regulations
under the Madrid Agreement and the Madrid Protocol

1. 声明を作成する官庁：中国商標局

1. Office sending the notification

Trademark Office
State Administration for Industry and Commerce
1, Chama Nanjie, Xicheng District,
Beijing, 100055,
People's Republic of China
Tel: 86-10-63219000
Fax: 86-10-63219000



2. 発行番号と発行日

2. Our reference number:

Date of notification:

3. 国際登録番号

3. International Registration Number:

Holder of the international registration:

国際登録の権利者

Address of the international registration:

国際登録の住所

4. All procedures before the Office relating to the protection of the mark have been completed.

Further to the notification of provisional refusal based on an opposition dated 19/07/2016, the Trademark Office must advise that.

4. 拒絶確定の通知

The mark is refused for all the goods/services.

中華人民共和國
国家工商行政管理總局
商標局

Trademark Office
State Administration for Industry and Commerce
People's Republic of China

拒絶確定声明の見本（続き）

法令の関連条項（抜粋）

Relevant Provisions of the Law and the Regulations (Excerpts)

Trademark Law of China

Article 10 The following signs shall not be used as trademarks:

- (1) those identical with or similar to the State name, national flag, national emblem, national anthem, military flag, military emblem, military anthem, or decorations etc, of the People's Republic of China, and those identical with the names or symbols of the Central State government organizations, or with the names of the particular venues, where the Central State government organizations are located, or with the names or graphs of the symbolic buildings of the Central State government organizations;
- (2) those identical with or similar to the State names, national flags, national emblems or military flags etc, of foreign countries, unless consent has been given by the government of the relevant country;
- (3) those identical with or similar to the names, flags or emblems etc, of international intergovernmental organizations, unless consent has been given by the relevant organization, or the public is not likely to be misled by such use;
- (4) those identical with or similar to official signs or hallmarks indicating control and warranty, unless authorization has been given;
- (5) those identical with or similar to names or symbols of the Red Cross or the Red Crescent;
- (6) those having the nature of discrimination against any nationality;
- (7) those having the fraudulence, which will easily mislead the public as to the features such as qualities of the goods, or the places of the origins;
- (8) those detrimental to socialist morality or customs, or having other unhealthy influences.

The geographical names of the administrative divisions at or above the county level or the foreign geographical names well-known to the public shall not be used as trademarks, but such geographical names as have otherwise meanings or as an element of a

collective mark or a certification mark shall be exclusive. Where a trademark using any of the above-mentioned geographical name has been approved and registered, it shall continue to be valid.

Article 11 The following signs shall not be registered as trademarks:

- (1) those which consist exclusively of the generic names, designs, or models of the goods in respects of which the trademark is used;
- (2) those which consist exclusively of direct indications of the quality, primary raw material, functions, intended purpose, weight, quantity or other characteristics of goods;
- (3) other signs which are devoid of any distinctive character.

Where trademarks under the preceding paragraph have acquired distinctiveness through use and become easily distinguishable, they may be registered as trademarks.

Article 12 Where a three-dimensional sign is applied for registration of a trademark, it shall not be registered if it consists exclusively of the shape which results from the nature of the goods themselves, the shape of goods which is necessary to obtain a technical result, or the shape which gives substantial value to the goods.

Article 16 Where a trademark contains or consists of a geographical indication with respect to goods not originating in the place indicated, misleading the public as to the true place of origin, the application for registration shall be refused and the use of the mark shall be prohibited. But for those marks that have obtained registration in good faith shall continue to be valid.

Geographical indications mentioned in the preceding paragraph are indications that identify a particular good as originating in a region, where a given quality, reputation or other characteristics of the goods is essentially attributable to its natural or human factors.

Article 22 An applicant for the registration of a trademark shall, in accordance with the prescribed classification of goods, in the application, indicate the class(es) and the indications of goods in respect of which the trademark is to be used.

An applicant can apply for the registration of the same trademark on the

3) 拒絶確定声明に使用される言語は英語である。

4) 異議申立て

中国では、付与前異議申立制度が導入されている。異議が申し立てられた場合、暫定的拒絶通報が通知される。暫定的拒絶通報から拒絶確定までの概略は上述したとおりである。異議申立ての詳細については、「(9) 異議」を参照のこと。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

1) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合

中国商標局は、国際登録の領域指定の保護が確定した旨（保護認容声明）を国際事務局に通知する（マドリッド共通規則第 18 規則の 3(1)）。

2) 保護認容声明の見本は次のとおりである。

保護認容声明の見本

保護認容声明



STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION

Notified to the International Bureau of
the World Intellectual Property Organization (WIPO)
under with Rule 18ter (1) of the Common Regulations

- | | |
|--|--|
| I. Office which pronounces the Statement:
Trademark Office
State Administration for Industry and Commerce
1,Chama Nanjie, Xichengqu,
Beijing, 100055
People's Republic of China | I. 声明を作成する官庁：中国商標局

Tel: 8610-63219000
Fax: 8610-68050285 |
| II. Date of the statement pronounced: | II. 発行日 |
| III. Our reference number: | III. 発行番号 |
| IV. International registration number: | IV. 国際登録番号 |
| V. Date of notification to China: | V. 領域指定通知日 |
| VI. Basic national registration number:
Basic national application number: | VI. 基礎となる商標の国内登録番号と
出願番号 |
| VII. Protection is granted to the mark that is the subject of this international registration for all the goods/services requested. | VII. 登録となる商品／役務の記載 |



(7) 登録

①登録簿

登録が認められる商標は、登録簿に登録される（商標法実施条例第94条）。

②登録証書の発行

国際登録出願の証明書については、IBが国際登録出願の名義人に「国際登録書」を送付する（マドリッド共通規則第14規則(1)）が、中国商標局は通常の中国における商標登録書（商標法第33条）を発行しない。IBが送付する「国際登録書」は、中国における権利保護が確定されていることを表示するものではないため、権利確定としての証明力を持たない³³。

中国での権利保護が確定される証明として、「商標登録証明書」がある。中国商標局は、商標権者の申請により、商標登録証明書を発行する（商標権者の申請なく、主体的に商標登録証明書を発行することはない³⁴）。

商標登録証明書は、中国商標局に登録されている商標代理機構に委託して申請する³⁵。申請にあたっては、所定の申請書³⁶に、申請人の名称、住所、郵便番号、連絡先、電話番号、商標代理機構の名称、国際登録番号、分類を記載し、申請人の押印（若しくは署名）と商標代理機構の押印・署名を行い、手数料を添えて、中国商標局に提出する。手数料は、2017年4月1日から、1分類あたり50元である³⁷。商標登録証明書は、中国商標局へ申請書が到着してから1か月程度で発行される³⁸。

商標登録証明書の効力は、中国の国内出願における商標登録証明書と差異はない。

商標登録証明書に誤り（例えば中国語の翻訳誤りや適切でない訳）がある場合、中国商標局に対して訂正を申請することが可能である。当該申請に時期の制限や、申請書の法定の様式はない。通常、訂正申請後、1～2か月で、訂正後の商標登録証明書を入手することが可能である³⁹。

³³ 馬彦華『中国商標法と実務 第三次改正対応（詳細版）』（経済産業調査会、2016年）392ページ

³⁴ 現地代理人への質問票調査の回答に基づく。

³⁵ 国家工商総局商標局通達（2016年12月13日）（五）の記載による。

中国商標局ホームページ（<http://sbj.saic.gov.cn/>）→「通知公告」をクリックすると、通知公告のページ（<http://sbj.saic.gov.cn/tzgg/>）に接続される。「关于国内注册商标不再通过书式申请出具注册证明的公告 2016/12/14」をクリックすると、下記リンク先に接続される。

http://sbj.saic.gov.cn/tzgg/201612/t20161214_233071.html [最終アクセス日：2018年2月2日]

³⁶ 脚注35の通達内の”马德里国际商标出具商标注册证明申请书（2017年1月1日启用）.doc”。直接リンクは以下のとおり。

<http://sbj.saic.gov.cn/tzgg/201612/P020170605310137008359.doc> [最終アクセス日：2018年2月2日]

³⁷ 中国商標局ホームページ（<http://sbj.saic.gov.cn/>）→「商标申请书式」→「收费标准」を順にクリックすると下記リンク先に接続される。下記リンク先「11 出具商标证明费」の項を参照。脚注35には100元と記載があるが、その後出された本ページの商標証明発行料金によると50元に減額となっている。

<http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/sfbz/> [最終アクセス日：2018年2月2日]

³⁸ 脚注35の通達内の”如何申请出具马德里国际商标注册证明（2017）.doc”。直接リンクは以下のとおり。

<http://sbj.saic.gov.cn/tzgg/201612/P020170605310136553286.doc> [最終アクセス日：2018年2月2日]

³⁹ 現地代理人への質問票調査の回答に基づく。

(8) 登録後の注意事項

1) 使用要件

商標の使用とは、商品、商品の包装若しくは容器及び商品取引書類上に商標を用いること、又は広告宣伝、展示及びその他の商業活動中に商標を用いることにより、商品の出所を識別するための行為をいう（商標法第 48 条）。

法律、行政法規が登録商標を使用すべきと定めた商品については、登録が未だ認められていないときは販売することができない⁴⁰（商標法第 6 条）。かかる規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて登録出願するよう命じ、違法経営額に応じて罰金を科す（商標法第 51 条）。商標の使用は、誠実信用の原則に従わなければならない（商標法第 7 条第 1 項）、商標を使用する者は、その商標を使用する商品の品質に責任を負わなければならない（商標法第 7 条第 2 項）。

登録されていない商標を登録商標と偽って使用したとき、又は登録されていない商標を使用して商標法第 10 条の規定に違反したときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正するよう命じる。違法経営額に応じて罰金が科される（商標法第 52 条）。

商標権者は、商標使用許諾契約を締結することにより、他人が当該登録商標を使用することを許諾することができる。許諾者は、被許諾者が当該登録商標を使用する商品の品質を監督しなければならない。被許諾者は、当該登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない（商標法第 43 条第 1 項）。他人に当該登録商標の使用を許諾するときは、許諾者は当該商標使用許諾を中国商標局に届け出なければならない、これをもって中国商標局は公告する。商標使用許諾が届け出られていないときは、善意の第三者に対抗することができない（商標法第 43 条第 3 項）。

2) 商標の取消し

商標権者が、登録商標について、名義、住所又はその他の登録事項を変更する必要があるときは、変更申請をしなければならない（商標法第 41 条）。また、登録商標を譲渡するときは、譲渡人と譲受人は譲渡契約を締結し、共同して中国商標局に申請しなければならない（商標法第 42 条）。中国商標局に譲渡の申請をする際に、登録商標譲渡申請書を提出する（商標法実施条例第 31 条第 1 項）。登録商標の譲渡にあたっては、譲渡する商標の指定商品と同一又は類似の指定商品について同一又は類似する商標を一括して譲渡しなければならない（商標法実施条例第 31 条第 2 項）。一括して譲渡しない場合、中国商標局より補正の通知があり、期間内に補正しないときは譲渡申請を放棄したものとみなされる（商標法実施条例第 31 条第 2 項）。

商標権者が登録商標を使用する過程において、登録商標、名義、住所又はその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、中国商標局はその登録商標を取り消す（商

⁴⁰ 詳細については、脚注 7 を参照のこと。

標法第 49 条第 1 項)。

登録商標が使用許可された商品の通用名となり、又は正当な理由なく継続して 3 年間使用しなかったときは、如何なる単位又は個人も、中国商標局に当該登録商標の取消を請求することができる(商標法第 49 条第 2 項)。登録商標が使用許可された商品の通用名になっている事情で取消しを請求する際は、証拠資料を送付しなければならない。中国商標局は、請求を受理したとき、商標権者に 2 か月以内に答弁を行うよう要求する(商標法実施条例第 65 条)。また、正当な理由なく継続して 3 年間不使用であることを理由として取消しを請求する場合は、関連する状況を説明しなければならない。中国商標局は、請求を受理したとき、商標権者に取消請求が提出される前に使用された証拠資料を提出するか、不使用の正当な理由を説明するよう要求する(商標法実施条例第 66 条第 1 項)。商標の使用の証拠資料には、商標権者が登録商標を使用する場合の証拠資料と、商標権者が登録商標の使用を許諾した場合の証拠資料が含まれる(商標法実施条例第 66 条第 2 項)。不可抗力、政府政策による制限、破産清算、その他の商標権者に帰責できない正当な事由がある場合は、不使用の正当な理由に該当する(商標法実施条例第 67 条)。

国際登録商標について取消しを請求する請求人は、当該国際登録出願の拒絶期間満了日から 3 年満了後に中国商標局に請求しなければならない(商標法実施条例第 49 条第 1 項)。

登録商標を取り消す又は登録商標を取り消さないという中国商標局の決定に対して当事者が不服であるときは、通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる。当事者がかかる請求に関する商標評審委員会の決定に不服であるときは、通知を受領した日から 30 日以内に、人民法院に提訴することができる(商標法第 54 条)。かかる法定期間に再審請求若しくは人民法院への提訴がない場合、登録商標取消の決定、再審決定の効力が生じる(商標法第 55 条第 1 項)。取り消された登録商標は、中国商標局が公告し、当該商標権は、公告日から消滅する(商標法第 55 条第 2 項)。

登録商標が取り消されたときは、取消の日から 1 年以内は、中国商標局は当該商標と同一又は類似する商標の登録を認めない(商標法第 50 条)。

3) 登録表記

登録商標を使用する場合、商品、商品の包装、説明書又はその他の付随するものに「登録商標」又は登録マークを表記することができる(商標法実施条例第 63 条第 1 項)。登録マークには、®と®が含まれる。登録マークを使用する場合、商標の右上又は右下に表記しなければならない(商標法実施条例第 63 条第 2 項)。

許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称及び商品の原産地を明記しなければならない(商標法第 43 条第 2 項)。

4) 更新

中国で保護を取得した国際登録商標の有効期限は、国際登録日又は事後指定の日から起算して、10 年である(商標法実施条例第 46 条、マドリッド協定議定書第 6 条(1))。商標登録の存続期間が満了する正確な日付は、満了する 6 か月前に IB から送られる通知で知るこ

とができる（マドリッド協定議定書第7条(3)）。商標権者は、有効期間が満了する前にIBに更新を請求することができ（マドリッド協定議定書第7条(1)）、有効期間内に更新を請求しない場合、更に6か月の猶予期間が与えられる（商標法実施条例第46条、マドリッド協定議定書第7条(4)）。

中国商標局は、IBから更新通知を受け取った後、法に基づいて審査を行う。IBが更新しない旨通知した場合、当該国際登録商標を抹消する（商標法実施条例第46条）。

（9）異議

中国を指定する領域指定出願に対し、WIPOの国際商標公報が発行された翌月の1日から3か月以内に、商標法第33条に規定される条件を満たす異議申立人は、中国商標局に異議申し立てをすることができる（商標法実施条例第45条第1項）。中国商標局は異議申立書を受け取った後、審査を経て受理条件を満たすと判断した場合にはそれを受理する（商標法実施条例第25条）。時期的要件、主体的要件など一定の要件を満たさない異議申し立てについては、中国商標局はこれを受理しない（商標法実施条例第26条）。

異議申し立てがあった場合、中国商標局は、異議申し立ての関連状況を暫定的拒絶通報としてIBに通知する（商標法実施条例第45条第2項）。被異議申立人は、IBから転送された暫定的拒絶通報を受け取った日から30日以内に答弁することができる（商標法実施条例第45条第3項）。被異議申立人が答弁しなくても中国商標局による決定は妨げられない（商標法実施条例第27条第1項）。

当事者は、異議申立書を提出した又は答弁した後、関連証拠資料を補充する必要がある場合には、異議申立書又は答弁書にその旨を明示し、かつ、異議申立書又は答弁書を提出した日から3か月以内に提出しなければならない。期間内に提出しなかった場合には、当事者は関連証拠資料の補充を放棄したものとみなす。ただし、期間満了後に発生した証拠、又は当事者がその他の正当な理由をもって期間満了前に提出できない証拠を期間満了後に提出した場合には、中国商標局は当該証拠を相手方当事者に提示し、かつ、反対尋問を経てそれを採用することができる（商標法実施条例第27条第2項）。答弁書及び関連証拠資料は、商標代理組織を通じて提出しなければならない（商標法実施条例第45条第3項）。

中国商標局は、異議申し立てがあるときは、異議申立人及び被異議申立人が主張する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、決定を下す（商標法第35条第1項）。

異議の成立には、全部若しくは一部の指定商品及び役務についての成立が含まれ、異議が一部の指定商品及び役務について成立する場合には、当該指定商品及び役務についてのみ保護が拒絶される（商標法実施条例第28条第1項）。国際登録の領域指定又は国際登録の領域指定にかかる商品及び役務の一部について、異議に理由があると判断された場合には、中国商標局は、IBに暫定的拒絶通報を送付する（マドリッド協定議定書第5条(1)）。

暫定的拒絶通報に対して答弁したが、それでも異議が成立するとの決定がなされ、当該決定に不服がある場合、被異議申立人は、当該決定の旨が記載された暫定的拒絶通報の通

知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審査請求することができる⁴¹（商標法第 35 条第 3 項）。

一方、異議が不成立との決定がなされた場合は、保護が確定し、保護認容声明が IB に送付される。

（10）上訴

国際登録出願の名義人は、中国商標局の暫定的拒絶通報に不服があるときは、暫定的拒絶通報を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる（商標法第 34 条）。商標評審委員会の決定に不服がある場合には、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる（商標法第 34 条）。

異議申立てについて中国商標局が異議不成立と決定した場合であって、異議申立人に不服があるときは、商標評審委員会に当該商標の無効宣告を請求することができる（商標法第 35 条第 2 項）。異議申立人が、商標法第 44 条第 1 項の規定により国際登録商標の無効宣告を請求する場合、当該国際登録出願の拒絶期間満了後に、商標評審委員会に請求しなければならない（商標法実施条例第 49 条第 2 項）。異議申立人が、商標法第 45 条の規定により登録商標の無効宣告を請求する場合、当該商標登録出願の拒絶期間が満了した日から 5 年以内に、商標評審委員会に請求しなければならない。ただし、悪意による登録については、馳名商標の所有者は、5 年の時間制限を受けない（商標法実施条例第 49 条第 3 項）。

異議申立てについて中国商標局が異議成立と決定した場合であって、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会に再審を請求することができる（商標法第 35 条第 3 項）。

商標評審委員会の決定に不服がある場合には、通知を受領した日から 30 日以内に人民法院に訴えを提起することができる（商標法第 35 条第 3 項）。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知する（商標法第 35 条第 3 項）。

（11）権利行使

①権利の発生時期、条件

国際登録の領域指定について保護が確定した場合には、商標権は、国際登録日（又は事後指定日）から生じる（マドリッド協定議定書 4 条(1)(a)）。

商標権は、登録を許可された商標及び使用を定めた商品に限られる（商標法第 56 条）。

商標を侵害する行為は次の行為である（商標法第 57 条）。

(a) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同様の商標を使用すること。

⁴¹ 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

- (b) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似の商品にその登録商標と同一若しくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。
- (c) 商標権を侵害する商品を販売すること。
- (d) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。
- (e) 商標権者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。
- (f) 他人の商標権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による商標権侵害行為の実施を幫助すること。
- (g) 他人の商標権にその他の損害を与えること。

以下の行為は、侵害行為と見なされる。

- (a) 同一又は類似の商品に、他人の登録商標と同一又は類似の標章を商品名又は装飾として使用し、公衆の誤認を生じさせること（商標法実施条例第 76 条）。
- (b) 他人の商標権を侵害する、貯蔵、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット商品取引のプラットフォーム等を提供すること（商標法実施条例第 75 条）。

②侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

商標権侵害に対して、商標権者は民事訴訟による救済手段と行政処分による救済手段の二つの手段を取りうる。

1) 人民法院への提訴

商標権を侵害する行為のいずれかがあり、紛争が生じたときは、当事者の協議により解決する。協議する意向がないとき、又は協議が成立しないときは、商標権者又は利害関係者は、人民法院に提訴することができる（商標法第 60 条第 1 項）。

人民法院は、権利者が侵害により受けた実際の損失により、損害賠償額を確定する。実際の損失を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害者が侵害により得た利益により確定することができる。権利者の損失又は侵害者が得た利益を確定することが困難なときは、人民法院は、当該商標の使用許諾料の倍数を参照して合理的に確定する。悪意により商標権を侵害し、情状が重大なときは、人民法院は、上述の方法により確定した金額の 1 倍以上 3 倍以下で賠償額を確定することができる。損害賠償額には、権利者が侵害行為を抑止するために支払った合理的な支出が含まれる（商標法第 63 条第 1 項）。

人民法院は、賠償額を確定するために、既に権利者が挙証に尽力したが、侵害行為に関連する帳簿、資料を主に侵害者が有している状況において、侵害者に対して、侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者が提供しないとき、又は虚偽の帳簿、資料を提供したときは、人民法院は、権利者の主張及び提供した証拠を参考に賠償額を判定することができる（商標法第 63 条第 2 項）。

権利者が侵害により受けた実際の損失、侵害者が侵害により得た利益、登録商標の使用許諾料を確定することが困難なときは、人民法院は、侵害行為の情状に応じて、300 万元以下の賠償支払いを判決する（商標法第 63 条第 3 項）。

商標権者又は利害関係者は、他人がその商標権の侵害行為を行っていること又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的権益に回復しがたい損害を与えるおそれがあるときは、提訴する前に、法により人民法院に關係行為の差止命令と財産の保全措置を行うよう請求することができる（商標法第 65 条）。

侵害行為を差止める際に、証拠が失われる可能性があるとき、又は今後の取得が困難であるときは、商標権者又は利害関係者は、提訴する前に、法により人民法院に証拠の保全を請求することができる（商標法第 66 条）。

商標権者が賠償を請求し、権利侵害と訴えられた者により商標権者が登録商標を使用していないとの抗弁がなされたときは、人民法院は、商標権者に、これまで 3 年以内にその登録商標を実際に使用している証拠を提供するよう求めることができる。商標権者は、これまで 3 年以内に、当該登録商標を実際に使用していることを証明できないとき、又は侵害行為によりその他の損失を受けたことを証明できないときは、権利侵害として訴えられた者は、損害賠償の責を負わない（商標法第 64 条第 1 項）。侵害者が、商標権侵害物品について、善意で販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、損害賠償の責を負わない（商標法第 64 条第 2 項）。

2) 工商行政管理部門への請求

商標権者は、商標権侵害行為に対する行政処分のため工商行政管理部門に処理を請求することもできる（商標法第 60 条第 1 項）。工商行政管理部門の処理により、権利侵害行為の成立が認定されたときは、工商行政管理部門は、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び主に権利侵害商品の製造、登録商標の標章の偽造に用いる器具を没収、廃棄し、侵害者の違法経営額に応じて罰金を科す（商標法第 60 条第 2 項）。商標権侵害が 2 回以上行われていることや、その他重大な情状があるときは、工商行政管理部門は重罰を科す（商標法第 60 条第 2 項）。侵害者が、商標権侵害物品について、善意で販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できるときは、工商行政部門は、販売の停止を命じる（商標法第 60 条第 2 項）。

商標権侵害の賠償額に関する争議において、当事者は、処理を行う工商行政管理部門に調停を請求することができれば、「中華人民共和国行政訴訟法」により人民法院に提訴することもできる。工商行政管理部門の調停を経ても当事者が合意に達しないとき、又は調停書の効力が生じた後に履行されないときは、当事者は、「中華人民共和国民事訴訟法」により人民法院に提訴することができる（商標法第 60 条第 3 項）。

商標権を侵害する行為に対して、工商行政管理部門は、法により調査、処分を行う権限を有する。犯罪の疑いがあるときは、直ちに司法機関に移送し、法により処理する（商標法第 61 条）。

県級以上の工商行政管理部門は、既に取得した違法嫌疑証拠又は通報により、他人の商標権の侵害嫌疑行為を処理する際に、次に掲げる職権を行使することができる（商標法第62条第1項）。

- (a) 当事者を尋問し、他人の商標権の侵害に関する状況を取り調べること。
- (b) 当事者の侵害行為に係る契約、領収書、帳簿及びその他の資料を閲覧、複製すること。
- (c) 当事者が、他人の商標権の侵害行為に係わる嫌疑場所を現場検証すること。
- (d) 侵害行為に係る物品を検査し、他人の商標権を侵害する物品であることを証明する証拠であるときは、封印又は差し押さえること。

工商行政管理部門が、商標法第61条第1項に規定の職権を行使するときは、当事者は、これに協力し、服従するものとし、拒絶、妨害してはならない（商標法第62条第2項）。

工商行政管理部門に対して取り締まりを依頼する場合、中国商標局の公表している標準的な表示（中国において権利化できる商品・サービスの表示）⁴²が取締の対象であり、商標権者は、工商行政管理部門に対して権利証明書を提出し、工商行政管理部門は取り締まりを実施するか否かを決定する⁴³。この権利証明書は、商標登録証明書又は中国商標局の「商標登録証明専門印（商标注册证明专用章）」を捺印した商標包袋⁴⁴である必要がある。保護認容声明やIBから送付された国際登録にかかる登録簿の抄本での権利行使はできない⁴⁵。

（12）マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

1) 変更 (Transformation)

セントラルアタックとは、国際登録の日から5年以内に、本国における基礎出願が拒絶、又は基礎登録が取消、無効、放棄などにより消滅した場合、その消滅した商品・役務の一部若しくは全部について、国際登録も取り消され、その範囲において各指定国における保護も効力を失うものである。セントラルアタックを受けた際、出願人は、中国を指定する領域指定出願を中国の国内出願に変更することで、出願日（優先権を伴う場合は優先日）の利益を得る。

中国商標局への変更 (Transformation) に基づく出願は、以下の要件を満たさなければならない（マドリッド協定議定書第9条の5）。

- (a) 標章登録出願が国際登録の取り消された日から3か月以内に行われること。

⁴² 中国商標局ホームページ (<http://sbj.saic.gov.cn/>) → 「商标申请书式」 → 「商品和服务分类」を順にクリックすると、商标注册用商品和服务项目申报指南のページ (<http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/sphfwfl/>) に接続される。ページ下部に”类似商品和服务区分表(基于尼斯分类第十一版)(2017).pdf”が見つかる。直接リンクは以下のとおり。
<http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/sphfwfl/200902/W020170912311189327543.pdf> [最終アクセス日：2018年2月2日]

⁴³ 現地特許法律事務所への質問票調査の回答によると、取り締まりを依頼する際、中国商標局の公表している標準的な表示が必要であるというのが当局の公式見解である。実務上は各地によって判断にバラツキが存在する模様であるが、そういったケースをまとめた資料は存在しない。回避策としては、領域指定の際に、包括的な商品表示を使わず、中国当局のリストに入っている商品・役務を指定するのが良い。

⁴⁴ 中国語で「商标档案」という。商標包袋の請求については、商標の設定登録後に、出願人が主体を証明する資料と商標登録番号を記載した書面を中国商標局に提出して申請する。

⁴⁵ 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

- (b) 標章登録出願において指定された商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録において指定されていた商品及びサービスに実際に含まれること。
- (c) 標章登録出願が手数料の支払を含む関係法令上のすべての要件を満たしていること。
さらに、中国商標局へ出願するに際し、以下の要件を満たさなければならない⁴⁶。
- (a) 商標代理機構を通じて中国商標局に登録申請を行う必要がある。
- (b) 中国国内出願の中国語書式を使わなければならない。また、商品・役務分類表に従い、具体的に商品・役務を指定しなければならない。
- (c) 申請者が申請書を提出する際に、まず IB は国際登録日、優先日、国際登録取消日及び商品・役務の範囲を確認する。問題がある場合、IB と商標代理機構により補正事項を連絡し、規定期日内に補正を行わなかった場合は申請を却下する。
- (d) 間違いがないことを監査した後、IB は、申請書に表を一つ別途添付し、国際登録が国内登録出願への変更確定の申請日又は優先日を記載し、申請者に送付する。
- (e) 申請者は申請書とフォームを商標サービスセンターの受付に提出する。受付で申請日と申請番号を作成し、その後通常の国内審査プロセスに入る。
変更にかかる費用は不要である⁴⁷。

2) 代替 (Replacement)

同一の商標について中国国内商標の登録と国際登録が同一人名義でなされている場合には、国際登録は、中国国内商標により生ずるすべての権利を害することなく、当該国内登録に代替する (マドリッド協定議定書第 4 条の 2(1))。

代替について、中国では条約を直接適用するため、中国国内法の法律及び規則は存在しない⁴⁸。

⁴⁶ 中国商標局ホームページ (<http://sbj.saic.gov.cn/>) → 「马德里申请指南」 → 「如何将国际注册转为国家注册申请」を順にクリックすると下記リンク先に接続される。下記リンク先「(二) 如何将国际注册转为国家注册申请？」の項を参照。

http://www.ctmo.gov.cn/sbsq/mdlsq/200901/t20090110_228975.html [最終アクセス日：2018年2月2日]

⁴⁷ WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP services」 → 中段の「WIPO|Madrid」 → 「Madrid e-services」の「Member Profiles Database」を順にクリックし、「Step 1: Which member(s) are you interested in?」で「China」に、「Step 2: What type(s) of information are you looking for?」で「All available information」にチェックを入れ、「Search」をクリックすると、下記リンク先に接続される。下記リンク先の「Transformation」の項を参照。

<http://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/result?countries=9135&datafields=9578,9580,9579,9577,9581,9582,9584,9583,9627,9626,9624,9623,9625,9622,9632,9629,9631,9630,9628,9638,9612,9618,9619,9620,9621,9606,9609,9608,9607,9617,9613,9616,9610,9614,9611,9615,9634,9635,9637,9633,9636,9640,9639,9588,9592,9589,9591,9586,9590,9594,9585,9587,9593,9595,9603,9599,9602,9605,9600,9596,9601,9604,9598,9597> [最終アクセス日：2018年2月2日]

なお、脚注 46 には 300 元が必要との記述がある。

⁴⁸ 「Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks」ANNEX II (2013年12月) 記載による。商標法改正前であり、マドリッド商標国際登録実施弁法が有効であった時点での回答であることに注意は必要であるが、改正後の商標法及び商標法実施条例のいずれにも代替に関する規定は存在しない。

WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「WIPO meetings」を順にクリックし、→ 「In Geneva」 「October」 「2014」を選択する。20-24 にリンクのある「Working Group on the Legal Development of the Madrid System for the International Registration of Marks : Twelfth Session (MM/LD/WG/12) Geneva」をクリックし「MM/LD/WG/12/5」の欄にある「English」 「Replacement」の「PDF」をクリックすると以下の URL のファイルが得られる。
http://www.wipo.int/edocs/mdocs/madrid/en/mm_ld_wg_12/mm_ld_wg_12_5.pdf [最終アクセス日：2018年2月2日]

代替の請求については、中国商標局のサイトで入手できる公式のフォームを提出する必要がある。手続には、現地代理人が必要である。フォームの記載は中国語で行う。フォームの提出について、費用は不要である⁴⁹。

(13) マドリッド協定議定書に関する宣言

①手数料（個別手数料の宣言の有無）

個別手数料の宣言をしている⁵⁰。個別手数料は以下のとおりである⁵¹。団体商標とそれ以外の商標とで金額が異なる。この個別手数料は、2018年1月25日現在のものであり、変更される可能性がある。

		1 分類	1 分類追加ごとの増加分
国際出願又は 事後指定	団体商標以外	249 スイスフラン	125 スイスフラン
	団体商標	747 スイスフラン	374 スイスフラン
更新		498 スイスフラン	249 スイスフラン

②暫定的拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言

暫定的拒絶通報の期間を18 か月とすることを宣言している⁵²。

また、暫定的拒絶通報の期間である18 か月が過ぎても、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が出される可能性について通知することを宣言している⁵³。

③使用意思の宣言

使用意思の宣言は求められていない⁵⁴。

④ライセンスに関する宣言

国際登録簿のライセンスの記録が、効力を有しない旨を宣言している⁵⁵。

⁴⁹ 脚注47のリンク先の「Replacement」の項を参照。

⁵⁰ 脚注47のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。

⁵¹ WIPO ホームページ (<http://www.wipo.int/portal/en/index.html>) → 「IP services」 → 中段の「WIPO|Madrid」 → 「fees」 → 「Individual Fees」

http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html [最終アクセス日：2018年2月2日]

⁵² 脚注47のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。

⁵³ 同上。

⁵⁴ 脚注47のリンク先の「Requirement of intention to use, and form in which such intention must be submitted (where applicable)」の項を参照。

⁵⁵ 脚注47のリンク先の「Effect of recording (in the International Register) a trademark license related to an International Registration」の項を参照。

国際登録出願の名義人が国際登録の領域指定に係る商標の使用を許諾する場合には、その商標使用許諾について中国商標局に届け出なければならない（商標法第 43 条第 3 項）。また、国際登録出願の名義人（又は許諾者）は、被許諾者がその国際登録の領域指定にかかる商標を使用する商品の品質を監督しなければならない、被許諾者はその登録商標を使用する商品の品質を保証しなければならない（商標法第 43 条第 1 項）。また、被許諾者は、自己の名称及び商品の産地を、その登録商標を使用している商品に明記しなければならない（商標法第 43 条第 2 項）。

（14）特徴的な制度

国が必ず登録商標を使用すべき旨を定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が未だ認められていないときは、市場で販売することができない⁵⁶（商標法第 6 条）。

工商行政管理部門が商標の使用について幅広い監督権限をもっている。工商行政管理部門は、商標権の侵害行為に対して法に基づき処分する権利を有する（商標法第 61 条）。工商行政管理部門は、商標権侵害行為が成立すると認めたときは、即時に侵害行為の停止を命じ、権利侵害商品及び権利侵害商品の製造、登録商標の標識の偽造に主要に使用する道具を没収し、廃棄することができ、かつ罰金を科すことができる（商標法第 60 条第 2 項）ほか、損害賠償の調停も行う（商標法第 60 条第 3 項）。

（15）ウェブサイト等から入手可能な情報

①商標検索システム

参照アドレス：<http://sbj.saic.gov.cn/>

⁵⁶ 詳細については、脚注 7 を参照のこと。

手順 1 :

中国商标局トップページ (<http://sbj.saic.gov.cn/>) の「商标查询」をクリック。

The screenshot shows the homepage of the China Trademark Office. At the top, there is a navigation bar with the date '2017年12月30日 星期六' and links for '总局网站', 'English', '移动应用', and '总局邮箱'. The main header features the logo of the State Administration for Industry and Commerce and the text '国家工商行政管理总局商标局 中国商标网' (Trademark Office of The State Administration For Industry & Commerce of the People's Republic of China). A search bar is located on the right side of the header.

Below the header is a navigation menu with the following items: 首页, 司同介绍, 工作动态, 政策法规, 通知公告, 商标监管执法, 商标统计, 商标公告, 商标申请, 地理标志, 国际交流, 商标查询, 专题报道, 公众留言, 商标代理, 商标品牌战略, 国际注册.

The main content area is divided into several sections. On the left, there is a video player showing a group of people in a meeting, with the caption '张茅一行视察新成立的上海商标审查协作中心运行情况'. To the right of the video is a '工作动态' (Work Dynamic) section with several news items, including '交流经验 研究线索 明确方向 抓好落实 商标局召开全国工商...' and '刘俊臣: 以商标品牌战略提升企业价值'.

Below the video and news sections is a row of quick links: 网上申请, 商标查询 (highlighted with a red box and arrow), 商标公告, 商标申请指南, 马德里申请指南, 注册流程图, and 商标申请书式.

At the bottom, there are two columns of '政策法规' (Policy and Regulation) and '通知公告' (Notice and Announcement) items, each with a list of recent updates and their dates.

手順 2 :

「商标查询」のページで、「我接受」をクリック。

The screenshot shows the official website of the Trademark Office of the State Administration for Industry & Commerce of the People's Republic of China. The page is titled '商标查询' (Trademark Search). Below the title, there is a section for '使用说明' (Usage Instructions) which states that the system provides information for public reference and is not legally binding. At the bottom of this section, there is a button labeled '我接受' (I Accept), which is highlighted with a red arrow.

手順 3 :

商標検索のページ、以下の検索が可能。

- ① 商标近似查询：同一又は類似商標検索
- ② 商标综合查询：一般的な商標検索
- ③ 商标状态查询：商標の現状検索
- ④ 商标公告查询：商標公告の検索

ここでは、「商标近似查询」をクリックする。

なお、画面右上部にある「English」を選択すると、英語メニューでの操作が可能である。

WWW.CTMO.GOV.CN SBJ.SAIC.GOV.CN 中文 English 帮助 数据更新时间：(2017年12月28日)

中国商标网 中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The State Administration For Industry & Commerce of the People's Republic of China

首页 商标近似查询 商标综合查询 商标状态查询 商标公告查询 错误信息反馈 商品/服务项目

商标近似查询 本查询按图形、文字等商标组成要素分别提供近似检索功能，用户可以自行检索在相同或类似商品上是否已有相同或近似的商标。

商标综合查询 用户可以按商标号、商标、申请人名称等方式，查询某一商标的有关信息。

商标状态查询 用户可以通过商标申请号或注册号查询有关商标在业务流程中的状态。

商标公告查询 提供商标公告查询

错误信息反馈 用户可以向商标局反馈有关错误信息。

商品/服务项目 提供商品及服务项目的查询

免责声明
本栏目为社会公众提供商标注册申请信息查询，本系统的数据库信息并非实时更新，有一定滞后性，仅供参考，不具有法律效力。

本站公告
新版网上检索系统于2017年5月5日上线运行。
2017年05月04日

手順 4:

同一類似商標検索のページ。

入力項目は以下のとおり。

- ①国際分類：国際分類
- ②類似群：類似群
- ③查询方式：商標の型（以下から選択）
 - (i) 汉字：中国語（簡体字）
 - (ii) 拼音：ピンイン（ローマ字）
 - (iii) 英文：英字（ローマ字）
 - (iv) 数字：数字
 - (v) 字头：頭文字（ローマ字 2 文字まで）
 - (vi) 图形：図形
- ④商标名称：商標名

①、④の入力は必須であり、③と④の型は一致しなければならない点に注意が必要である。
ここでは、21 類の英字で「invention」を検索する。

WWW.CTMO.GOV.CN SBJ.SAIC.GOV.CN 中文 English 帮助 数据更新时间：(2017年12月28日)



中国商标网

中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局

Trademark Office of The State Administration For Industry & Commerce of the People's Republic of China

首页 **商标近似查询** 商标综合查询 商标状态查询 商标公告查询 错误信息反馈 商品/服务项目

自动查询 选择查询 ⓘ

* 国际分类	<input type="text" value="21"/>	🔍
类似群	<input type="text" value="请先输入国际分类号, 然后选择类似群号, 最多不超过5项。"/>	🔍
* 查询方式	<input type="radio"/> 汉字 <input type="radio"/> 拼音 <input checked="" type="radio"/> 英文 <input type="radio"/> 数字 <input type="radio"/> 字头 <input type="radio"/> 图形 ⓘ	
* 商标名称	<input type="text" value="invention"/>	

手順 5 :

検索結果の表示のページ。

① 序号 : 結果の通し番号

② 申請/注册号 : 出願・登録番号

③ 申請日期 : 出願日

④ 商標名称 : 商標名

⑤ 申請人名称 : 出願人名

WWW.CTMO.GOV.CN SBJ.SAIC.GOV.CN 帮助 数据更新时间: (2017年12月28日)					
排序 相似度排序 打印 比对 筛选 已选中 0 件商标					
检索到19件商标 仅供参考, 不具有法律效力					
<input type="checkbox"/>	序号	申请/注册号	申请日期	商标名称	申请人名称
<input type="checkbox"/>	1	13056868	2013年08月09日	INVENTION WS	浙江康家宝炊具有限公司
<input type="checkbox"/>	2	16972129	2015年05月18日	意 意图 INTENTION	常州可纳普佩电子商务有限公司
<input type="checkbox"/>	3	3014244	2001年11月09日	金士J'S INVENTION	北京金山正大技术开发有限公司
<input type="checkbox"/>	4	6796329	2008年06月23日	BURBACH INVENTIONS OF TOMORROW	领创产品(国际)有限公司
<input type="checkbox"/>	5	18998981	2016年01月27日	LOS ANGELES TOURISM&CONVENTION BOARD 洛杉矶会议及旅游局	洛杉矶会议及旅游局
<input type="checkbox"/>	6	18998982	2016年01月27日	LOS ANGELES TOURISM&CONVENTION BOARD	洛杉矶会议及旅游局
<input type="checkbox"/>	7	G1355627	2017年07月13日	COLAD INVENTING MORE	E.M.M. INTERNATIONAL B.V.
<input type="checkbox"/>	8	G1199305	2014年04月17日	NATURVENTION	NATURVENTION OY
<input type="checkbox"/>	9	17406516	2015年07月10日	BEAUTY 360 : REINVENTING BEAUTY	CVS药局有限公司
<input type="checkbox"/>	10	18029615	2015年10月09日	AL BAYADER INTERNATIONAL REINVENTING CONVENIENCE	文巴亚迪国际自贸区公司
<input type="checkbox"/>	11	11955587	2012年12月26日	INVENTEK CUPPLELING	金相哲641027-1168017
<input type="checkbox"/>	12	19992759	2016年05月18日	茶造 TEA INVENT	伍开祥
<input type="checkbox"/>	13	12322743	2013年03月26日	设计者 INVENTOR	李锦雄
<input type="checkbox"/>	14	11543358	2012年09月25日	发明家 INVENTOR	温州市天创知识产权代理有限公司
<input type="checkbox"/>	15	12583363	2013年05月14日	INVENTOR-BABY	上海盈望儿童用品有限公司
<input type="checkbox"/>	16	4015943	2004年04月14日	ADVENTIO	SEB公司
<input type="checkbox"/>	17	9451987	2011年05月11日	圣辰 SENTION TEA	武夷山福茗茶业有限公司
<input type="checkbox"/>	18	12794342	2013年06月21日	ATTENTION	广州市全品电子科技有限公司
<input type="checkbox"/>	19	12296661	2013年03月20日	伊赛浦森 INCEPTION	台州伊赛浦森厨卫有限公司

商標名をクリックすると詳細を見ることができる。ここでは、4の「BURBACH INVENTIONS OF TOMORROW」をクリックする。

手順 6 :

各商標の詳細情報の表示のページ。

- ①商品/服务：指定商品・役務
- ②类似群：類似群
- ③申请/注册号：出願・登録番号
- ④申请日期：出願日
- ⑤国际分类：國際分類
- ⑥申请人名称：出願人名称
- ⑦商标状态图标：商標の状態を图示

WWW.CTMO.GOV.CN SBJ.SAIC.GOV.CN 帮助 数据更新时间：(2017年12月28日)

商标详情 商标流程

 商品/服务 化妆用具; 扫帚; 扫地毯器; 盥洗室器具; 清洁器具(手工操作); 拖把; 清扫器; 地毯拍打器(非机器); 海绵夹持器; 门窗玻璃清洁器; [查看详细信息](#)

类似群 2106;2110;2112;

申请/注册号 6796329 申请日期 2008年06月23日 国际分类 21

申请人名称(中文) 领创产品(国际)有限公司

申请人名称(英文) ADVANCEPRODUCTS INTERNATIONAL LIMITED

申请人地址(中文) 香港湾仔谢斐道211-213号秀华商业大厦19楼

申请人地址(英文) 19/FLOOR,XIU HUA COMMERCIAL BUILDING,211-213 JAFFE ROAD,WANCHAI,HONG KONG

初审公告期号 1208 注册公告期号 1220 是否共有商标 否

初审公告日期 2010年03月20日 注册公告日期 2010年06月21日 商标类型 一般

专用权期限 2010年06月21日至 2020年06月20日 商标形式

国际注册日期 后期指定日期 优先权日期

代理/办理机构 深圳市万商天勤知识产权事务所(普通合伙)

商标流程 [点击查看](#)

商标状态图标  LIVE/REGISTRATION/Issued and Active
注册

②有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト

参照アドレス：<http://sbj.saic.gov.cn/>

上記商標検索システムの手順2まで同じ。

手順1：

商標検索のページで、指定商品・役務の検索が可能である。

右下の「商品/服务项目」をクリック。

The screenshot shows the homepage of the China Trademark Office website. At the top, there is a navigation bar with the following links: 首页 (Home), 商标近似查询 (Similar Trademark Search), 商标综合查询 (Comprehensive Trademark Search), 商标状态查询 (Trademark Status Search), 商标公告查询 (Trademark Announcement Search), 错误信息反馈 (Error Information Feedback), and 商品/服务项目 (Goods/Services). The main content area is divided into several sections:

- 商标近似查询 (Similar Trademark Search):** 本查询按图形、文字等商标组成要素分别提供近似检索功能，用户可以自行检索在相同或类似商品上是否已有相同或近似的商标。
- 商标综合查询 (Comprehensive Trademark Search):** 用户可以按商标号、商标、申请人名称等方式，查询某一商标的有关信息。
- 商标状态查询 (Trademark Status Search):** 用户可以通过商标申请号或注册号查询有关商标在业务流程中的状态。
- 商标公告查询 (Trademark Announcement Search):** 提供商标公告查询。
- 错误信息反馈 (Error Information Feedback):** 用户可以向商标局反馈有关错误信息。
- 商品/服务项目 (Goods/Services):** 提供商品及服务项目的查询。

On the right side, there are two additional sections:

- 免责声明 (Disclaimer):** 本栏目为社会公众提供商标注册申请信息查询，本系统的数据库信息并非实时更新，有一定滞后性，仅供参考，不具有法律效力。
- 本站公告 (Website Announcement):** 新版网上检索系统于2017年5月5日上线运行。 2017年05月04日

手順 2 :

以下の項目で検索することが可能である。

国際分類：国際分類

类似群：類似群

商品类型：「尼斯项目」か「国内标 C」を選択できる。通常は「尼斯项目」（ニース協定第 10 版に基づく分類）を選択する。

商品名称：商品名

商品编码：商品コード

WWW.CTMO.GOV.CN SBJ.SAIC.GOV.CN [中文](#) [English](#) [帮助](#) 数据更新时间：(2017年12月28日)

 **中国商标网** 中华人民共和国国家工商行政管理总局商标局
Trademark Office of The State Administration For Industry & Commerce of the People's Republic of China

首页 商标近似查询 商标综合查询 商标状态查询 商标公告查询 错误信息反馈 **商品/服务项目**

国际分类	<input type="text" value="(输入：1 - 45之间的阿拉伯数字,例如查询第9类输入：9)"/>	🔍
类似群	<input type="text" value="请先输入国际分类号，然后选择类似群号，最多不超过5项。"/>	🔍
商品类型	<input type="text" value=""/> 五方: <input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否	ℹ️
商品名称	<input type="text"/>	
商品编码	<input type="text"/>	

ここでは 30 類を検索する。

手順 3 :

検索結果表示のページ。

国際分類に「30」を入力、商品タイプは「尼斯项目」を選択して検索。

検索画面の下部に一覧が表示される。

商品タイプ

商品名称

商品コード

尼斯项目

五方: 是 否



重填

查询

下载

国际分类	类似群	商品/服务项目	五方	商品编码	商品类型
30	3001	咖啡用调味品	否	300010	尼斯项目
30	3001	可可	是	300024	尼斯项目
30	3001	咖啡	是	300026	尼斯项目
30	3001	未烘过的咖啡	是	300027	尼斯项目
30	3001	作咖啡代用品的植物制剂	否	300028	尼斯项目
30	3001	菊苣 (咖啡代用品)	否	300036	尼斯项目
30	3001	加奶可可饮料	是	300083	尼斯项目
30	3001	加奶咖啡饮料	是	300084	尼斯项目
30	3001	含牛奶的巧克力饮料	是	300085	尼斯项目
30	3001	咖啡饮料	是	300149	尼斯项目
30	3001	可可饮料	是	300150	尼斯项目
30	3001	巧克力饮料	是	300151	尼斯项目
30	3001	人造咖啡	是	300152	尼斯项目
30	3001	巧克力慕斯酱	否	300204	尼斯项目
30	3001	巧克力抹酱	否	300241	尼斯项目

总记录数 : 249 | 页数 : 1 / 171 2 3 4 5 > >>